FC容器使用時の注意事項

高圧ガス保安法 容器保安規則 第2条 第20~22号において、FC容器に充塡可能な冷媒(液化フルオロカーボン)が定められており、多種の冷媒を充塡することが可能ですが、元々混合冷媒の場合を除いて、異種の冷媒を同一の容器に充塡することは認められておりません。

※各FC容器(FC1類~FC3類)に充塡可能な冷媒(液化フルオロカーボン)については、 「下記に示しました公益社団法人日本冷凍空調学会内の新冷媒評価委員会のウェブページに「掲載されていますので、ご確認ください。

https://www.jsrae.or.jp/committee/reibaihyoka/reibaihyoka.html

■評価結果:「FC 容器使用時の注意事項」と「FC 容器類の種別判定結果」

また、充塡冷媒の名称を容器の外面に白色の文字で明示しなければいけません。(文字の大きさは、20 リットル以上 150 リットル以下の容器は、5 センチメートル平方以上、20 リットル未満の容器は、これに準ずるとなっています。)

容器保安規則 第10条 及び、基本通達(9)容器保安規則の運用及び解釈について 第10条関係





よって、F C容器において充塡する冷媒を変更する場合は、元充塡されていた冷媒をすべて取り除き、冷媒名称の表示を消した後、新たに充塡する冷媒の名称を表示する必要があります。

回収冷媒用に使用した容器の場合は、少量の冷凍機油等も容器に回収されているため、真空 引きのみではそれらは取り除くことができません。そのため、バルブを取り外し、容器内部を有機溶 剤等で洗浄する必要があります。この点、特に注意し、異種の冷媒やそれに対応する冷凍機油 が混合することが無いよう、ご注意ください。

また、最後の容器(再)検査から次の年数が経過した容器には、新たに冷媒ガスを充填することは 出来ませんので、この点も注意・確認の上ご使用ください。 容器保安規則 第 24 条

製造後の経過年数二十年未満のもの:5年(ただし、25L以下のFC1類容器は6年)

製造後の経過年数二十年以上のもの:2年

日本フルオロカーボン協会 東京都文京区本郷 2-4-17 本郷岩井ビル4F

TEL03-5684-3372 FAX03-5684-3373

E-mail: jfmajp@ca.mbn.or.jp